

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務料金表

10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

一戸建ての住宅	審査条件		料 金
	※1 ※8	単独審査	単独申請
モデル住宅法			22,000 (20,000)
※1 ※8	評価書等 ある場合 ※6	5-1 断熱等性能等級 4、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級 4 以上が確認できる評価書等※2	13,200 (12,000)
共同住宅等	審査条件		料 金
	単独審査	単独申請 (フロア入力法以外) ※3	基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 ・基本料金 110,000 (100,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000)
		単独申請 (フロア入力法) ※3	基本料金+フロアあたりの料金×フロア数 ・基本料金 55,000 (50,000) ・フロアあたり 2,200 (2,000)
	※1 ※8	評価書等 ある場合 ※7	5-1 断熱等性能等級 4、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級 4 以上が確認できる評価書等※2 単独申請（フロア入力法以外）審査料金の2分の1の額とする

- ※1 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建て住宅の額とします。
- ※2 評価書等料金の適用は、5-1 断熱等性能等級 4、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級 4 以上が確認できる評価書等（設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、フラット 35S 適合証明書、BELS 評価書、低炭素建築物新築等計画認定通知書、すまい給付金現金取得者新築対象住宅証明書等）が添付される場合に限ります。
- ※3 共用部分の評価対象とする場合は、基本料金に 110,000 円（税込み）を加算します。
- ※4 計画変更の評価料金は当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とします。
- ※5 再発行料金は一通につき 3,300 円（税込み）とします。
- ※6 他機関で発行された評価書等活用の場合は、24,200 円(税込み)とします。
- ※7 他機関で発行された評価書等活用の場合は、単独申請（フロア入力法以外）審査料金の 3 分の 2 の額とします。（100 円未満切捨て）
- ※8 認定書等（品確法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書）が添付されている場合は、下記〔（1）及び（（2）※3）〕の額とします。
- （1）一戸建ての住宅 22,000 円（税込み）
- （2）共同住宅等 基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 n
(88,000+2,200×n) 円（税込み）